

第28回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議概要録

1. 開会日時 平成27年8月21日（金曜日）午後2時45分
2. 閉会日時 平成27年8月21日（金曜日）午後3時55分
3. 場 所 にしはりまクリーンセンター 管理棟 2階 研修室
4. 出席議員（14名）

1番 有馬 剛朗	2番 阿山 正人
3番 木南 裕樹	4番 今川 明
5番 稲田 常実	6番 大畑 利明
7番 林 克治	8番 秋田 裕三
9番 井口 まさのり	10番 山本 守一
11番 加古原 瑞樹	12番 小林 裕和
13番 廣利 一志	14番 西岡 正

5. 出席説明員

管理者 庵途 典章	副管理者 福元 晶三（職務代理）
副管理者 内海 将博	副管理者 栗原 一
副管理者 遠山 寛	監査委員 西後 竹則

6. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合会計管理者 船曳 覚
にしはりま環境事務組合事務局長 梶生 隆弘
同次長兼企画調整係長 北川 満
同業務係長 小豆 健一
同総務係長 松井 信弘

7. 関係市町主管課長

姫路市環境局美化部リサイクル推進課長 井上 泰利
たつの市市民生活部環境課長 堀 謙一郎
宍粟市市民生活部環境課長 宮田 隆広
上郡町住民課長 榎村 孝一
佐用町住民課長 岡本 隆文

8. 議事日程

- 1 議長あいさつ
- 2 管理者あいさつ
- 3 開会宣告
- 4 議事日程
 - 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 選挙第4号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙について
 - 第5 認定第1号 平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入決算の認定について
- 5 閉会宣告
- 6 管理者あいさつ
- 7 議長あいさつ

議長あいさつ

○議長（西岡 正君） 定刻がまいりましたので、ただいまより8月定例会を開きます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕は、幾分涼しくなりましたが残暑なお厳しき折り、本日、第28回にしはりま環境事務組合定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にも拘りませず、ご参集いただきましてありがとうございます。

さて、本日の定例会に提案された案件は、選挙1件、認定1件であります。

それでは、どうか慎重な審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

管理者あいさつ

○議長（西岡 正君） ここで、管理者からあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） それでは協議会に引き続きまして、議会審議をよろしくようお願い申し上げます。

ごあいさつは協議会の前にさせていただきましたので、今議会につきましては、主な議題といたしまして平成26年度の環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定ということでございます。

慎重にご審議賜りまして、適切妥当な結論をいただきますようによろしくごお願い申し上げまして、ごあいさつに代えます。

開会宣告

○議長（西岡 正君） 管理者のあいさつが終わりました。

ただいまから、第28回にしはりま環境事務組會議会定例会を開会いたします。

本日の會議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

ただちに日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（西岡 正君） 日程第1 議席の指定を行います。

この度、宍粟市、上郡町、佐用町の議會構成の変更等により、新たに組會議員として選出されました議員がおられますので、會議規則第4条第3項の規定により議席の指定を行いたいと思います。

お諮りいたします。

議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってお手元にお配りしました議席表のとおり指定いたします。

日程第2 會議録署名議員の指名

○議長（西岡 正君） 日程第2 會議録署名議員の指名を行います。

會議録署名議員は、會議規則第71条第1項の規定により議長より指名いたします。

1番 有馬剛朗 議員、13番 廣利一志 議員、以上両議員にごお願いをいたします。

日程第3 会期の決定

○議長（西岡 正君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第4 選挙第4号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙について

○議長（西岡 正君） 日程第4 選挙第4号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙についてを議題といたします。

本組合の副議長を務めておられました岸本義明議員が、宍粟市議会構成の変更により、にしはりま環境事務組合議会運営協議会委員を代わられましたので、ただ今、副議長が不在となっております。

よって、副議長選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長による指名推薦で行うことに決定いたしました。

副議長に、秋田裕三 議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました 秋田裕三 議員を副議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました 秋田裕三 議員が副議長に当選されました。新しく副議長に当選されました 秋田裕三 議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により、当選の告知をいたします。秋田裕三 議員には、就任のあいさつをお願いいたします。

○副議長（秋田裕三君） 宍粟市議長を務めております秋田裕三です。前任者岸本議員の後任として着任させていただきます。謹んで受けます。一生懸命やりますので、ご指導のほどよろしく願いいたします。

○議長（西岡 正君） ありがとうございます。

これで、副議長の選挙は終わりました。

○議長（西岡 正君） ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布しておりますので、ご熟読のことと思います。会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

日程第5 認定第1号 平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算について

○議長（西岡 正君） 日程第5、認定第1号 平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

認定第1号について提案者の説明を求めます。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長から説明をさせます。

○事務局長（梶生隆弘君） 認定第1号 平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

ただ今、上程いただきました、認定第1号 平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして説明させていただきます。

地方自治法第233条の3項の規定によりまして、にしはりま環境事務組合の決算審査意見書を添え、関係書類を提出し、議会の認定を賜りたいと存じますので十分な審議をお願いいたします。

それでは、お手元の第28回にしはりま環境事務組合議会定例会提出議案別紙資料をご覧ください
だきたいと思います。

まず、歳入、3ページから4ページになります。収入済額を朗読させていただきます。1款 分担金及び負担金 6億1,128万2千円、2款 使用料及び手数料 7,267万7,440円、9款 繰越金 2,136万9,378円、10款 諸収入 5,665万4,039円、歳入合計 収入済額 7億6,198万2,857円でございます。

次に、歳出5ページから6ページでございます。これにつきましても支出済額、不用額を朗読させていただきます。1款 議会費 支出済額 54万6,890円、不用額 19万110円、2款 総務費 支出済額 8,044万789円、不用額 340万6,211円、3款 衛生費 支出済額 5億2,218万5,719円、不用額 1,601万9,281円、8款 公債費 支出済額 1億3,135万9,760円、不用額 1,240円、10款 予備費 支出済額 0円、不用額 100万円、歳出 支出済額合計は、7億3,453万3,158円、不用額合計 2,061万6,842円。歳入歳出 差引額は、2,744万9,699円でございます。

次に、7ページの実質収支に関する調書をご覧ください。3の歳入歳出差引額 2,744万9,699円。5の実質収支額も同じく 2,744万9,699円でございます。

次に、8ページからの一般会計歳入歳出決算 事項別明細書をご覧ください。これにつきましても、主なものだけ説明させていただきます。

9ページから12ページの歳入でございます。1款 分担金及び負担金につきましては、収入済額 6億1,128万2千円。総務経費割、起債償還割、業務経費割に構成市町ごとの収支を仮按分して算定したものを、平成27年2月議会で補正予算の議決額で、内訳につきましては、姫路市 3,309万9千円、たつの市 1億451万1千円、宍粟市 2億4,011万7千円、上郡町 1億1,027万円、佐用町 1億2,328万5千円、各市町の負担金を備考欄に記載しております。2款 使用料及び手数料 7,267万7,440円、その内訳として1項 使用料 4万1,640円、これは行政財産使用料でございます。2項 手数料 7,263万5,800円、ごみの直接搬入に係るごみ処理手数料等であります。9款 繰越金は前年度繰越金で2,136万9,378円でございます。10款 諸収入は収入済額 5,665万4,039円。1項 預金利子 3万1,536円、2項 雑入としまして 5,662万2,503円。その雑入の主な内訳として、売電力収入 1,689万2,662円、金属類売払収入 1,996万4,985円、古紙類売払収入 955万6,178円、容器包装リサイクル協会合理化拠出金 68万324円、処理困難物、これはたつの市新宮町地域からの刈草処分の実費負担金として 486万8,107円、雑入 466万247円、うち容器包装リサイクル協会からのペットボトル有償入札に係る配

分金 465万7,345円。詳細につきましては、お手元の決算参考資料の28ページと29ページに記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

次に、13ページから20ページの歳出であります。1款 議会費につきましては、議員報酬及び議会事務の運営費等でございます。2款 総務費1項 総務管理費の1節報酬の非常勤委員等報酬は、環境保全委員会、周辺地域連絡協議会をそれぞれ年1回開催し、各委員に支払った報酬でございます。11節の需用費は、消耗品費、光熱水費、燃料費等 348万3,118円でございます。13節の委託料は、顧問弁護士、財務会計システム、管理棟エレベーター保守管理費、消防設備、管理棟・計量棟の警備保障、施設の清掃整備費等 278万2,157円を、それぞれ備考欄に支出明細の区分を記載しております。19節の負担金補助につきましては、派遣職員8名分の人件費負担金として6,495万9,698円が主なものでございます。23節の償還利子及び割引料は、256万6千円で、施設の建設年時に国、環境省から交付を受けた循環型社会形成推進交付金の再確定による返還金256万6千円でございます。

この返還金の経緯について若干ご説明させていただきます。平成24年度施設完成後の平成26年1月に会計検査院の現地調査を受けました。建設年時の交付金の交付申請時に兵庫県や環境省の了承事項でございました広報啓発用の映像設備等の備品、施設の説明用の映写機器であったりDVDのソフト等購入費、約769万円でございますが、この購入補助に対し、検査官から再検の協議を受け、後日、会計検査院と環境省、県の担当課等と重々の協議を行い、環境省側から備品購入に対する補助の取扱いについては、会計検査院の指示のとおり取り扱う旨の見解が示され、兵庫県の担当課においても交付対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったこと、事業実績報告書の審査や当事務組合に対する助言指導が十分でなかった等の反省を検査員に対し報告されており、当組合としましては当組合の補助対象外費用額を算定された769万円の補助率の3分の1の額、256万6千円の交付金を兵庫県に返還いたしました。返還金の経緯等につきましては、以上でございます。

3款の衛生費の塵芥処理費の13節の委託料につきましては、にしはりまクリーンセンターの施設運転管理業務、環境影響調査に係る事後監視調査業務、焼却灰・飛灰の運搬及び処理業務、不燃物残渣の運搬業務、有害ごみ、乾電池や蛍光灯の処理業務、たつの市新宮町地域の掛保川河川堤防や、国道、県道及び市道の維持管理において処理しきれなかった多量の刈草の処理不適物の処理の委託料の支払いの合計全体で、処理料としまして5億521万2,492円でございます。施設運転管理業務委託の、平成25年度から平成39年度までの15年間の長期包括委託契約に基づく、平成26年度の運転管理業務につきましては、施設稼働後2年目の補修計画に基づく修繕、補修及び機械の法定点検費用等が、前年度と比較して約1,340万円の増額、ごみ処

理量の増加に伴う処理費の増加分として約50万円、消費税率5%から8%への消費税率改定に伴う3%の増加分として約1,030万円、合計2,420万円が前年度と比較して増額となっています。その他、事後監視調査業務、焼却灰・飛灰運搬業務、焼却灰・飛灰処理業務、不燃物残渣運搬業務、有害ごみの処理、刈草の処理業務につきましては、処理量の増加や消費税率改定の影響に伴い、対前年比720万円程度増額となっています。詳細につきましては、お手元の決算参考資料30ページに記載しておりますのでご覧いただきたいと思ひます。19節の負担金補助及び交付金は、この周辺6地域の周辺整備事業に係る負担金として、起債償還額987万1,566円と工事費負担金578万8,880円、合計1,566万446円を支出しております。これにつきましても、決算参考資料31ページに内容を記載しております。なお、この周辺整備事業につきましては、平成18年度から事業着工してありまして平成26年度末で概ね件数ベースで92.3%の進捗状況でございます。

8款の公債費につきましては、平成22年度借入分の一般廃棄物事業債の据え置き期間が終了し、元金の償還が始まっております。元金の償還額が8,027万5,316円、利子の償還額を5,108万4,444円支出しております。借入金の明細につきましては、決算参考資料の32ページに記載しております。また、決算参考資料37ページには、年度別起債償還金一覧表を添付しておりますので、また見ていただきたいと思ひます。

次に21ページ、22ページの財産に関する調書でございますが、前年度からの土地及び建物の面積等の増減はなく、変更はございません。

以上をもちまして、平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計の歳入歳出決算の認定についての提案説明とさせていただきます。ご認定賜りますようによろしくお願ひいたします。

○議長（西岡 正君） 説明が終わりました。

審議に入る前に、監査委員より決算審査について報告を求めます。

西後竹則 監査委員。

○監査委員（西後竹則君） 平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算報告をいたします。お手元の提出議案別冊資料の24ページの決算審査意見書の朗読をもって、決算審査報告に代えさせていただきます。1 審査対象、平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算。2 審査期日、平成27年7月13日。3 審査場所、佐用郡佐用町三ツ尾483番地10、にしはりまクリーンセンター管理棟会議室。4 審査意見、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成26年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算は、併せて提出を受けた証拠書類並びに関係諸帳簿と照合し、慎重に審査を遂げた結果、適正なるものと認める。平成27年7月13日。にしはりま環境事務組合管理者 庵途典章様。にしはりま環境事務組

合監査委員 西後竹則、今川明。以上、報告を終わります。

○議長（西岡 正君） 決算審査の監査委員からの報告が終わりました。

これより質疑に入ります。私、議長の方からも申し上げておきたいと思いますが、今回、何名かの構成議員がお替りになっております。本議案につきましては、すべて認めてきた中での決算でありますので、その点お含みのうえ質疑をお願いしたいと、このように申し上げておきます。質疑のある方ございますか。

○議長（西岡 正君） 大畑議員。

○6番（大畑利明君） 決算認定に関連して何点か、細かい点もあるかもしれませんが、質疑をさせていただきたいと思います。それと、今回初めてこの議員の構成の一員として加わりましたので、既に十分承知おきのことをお尋ねするかもわかりませんが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。4点ほどお願ひしたいと思います。

まず、歳出でございますが、業務委託、3款の関係でございます。先ほど委託料について総括報告の説明をいただきましたが、このうち焼却灰運搬業務委託料以下の部分につきまして、契約方法と内容について説明いただきたいと思います。なお、インターネットでいろいろと検索したのですが、最近のものは載せてあるのですが、26年度の契約関係については既に消去されておりますので、できましたら資料提供いただきたいと、重ねてお願ひしたいと思います。

それと二つ目が負担金の関係でございます。周辺整備事業の負担金、ただ今説明いただきましたが、その経緯については十分承知いたしておりませんので、少しどういう内容なのか説明いただきたいと思います。

続きまして歳入についてです。

○議長（西岡 正君） ページ数を。

○6番（大畑利明君） 先ほどお聞きした歳出につきましては17、18ページ。歳入につきましては11、12ページで、説明資料の28ページ。10款諸収入の雑入のところで、議員協議会の段階でも売電の説明をいただきました。もう少し詳しく説明いただきたいのですが、この説明資料の中でも売電量が、例えば8月とか10月、12月、1月、2月、相当に落ち込んでいると思います。その辺の変動について教えていただきたいと思います。単純に売電量と売電収入を割ったもので売電単価と私は考えたのですが、それぞれ割ってみますと12円から14円という幅がございますので、これの違いについて少し教えていただきたいと思います。

それから。

○議長（西岡 正君） 3点で止めていただきますか。この3点について先に答弁お願いします。事務局。

○事務局長（梶生隆弘君） 焼却灰以下の契約の内容という形で質問がございましたので、説明させていただきます。焼却灰の運搬業務につきましては、2年契約という形で、それぞれ入札公告をさせていただきます。3者の入札参加がありまして、有限会社光森という会社に契約させていただいております。内容につきましては、熱回収施設から出る焼却灰を、赤穂にあるひょうご環境創造協会の所まで天蓋付きの10トン車で運ぶ契約でございます。1トン当たりの契約は、税抜きの金額で3,490円。資料33ページにつきましては、税込み価格として5%の額が3,664円、8%の額が3,769円という形で、当初、変更という形で金額を書かせていただいております。それから飛灰の運搬業務でございますが、契約者は西播通運株式会社でございます。これにつきましては、ジェットパック車と申しますか、タンクローリーの少し大きい様な車でございますが、この車を持っておる事業者がこの近辺には1者しかございません。ですから2年契約の随意契約という形で契約させていただいております。これにつきましても、煙突から発生する煤塵の灰を赤穂にある前処理施設まで運搬する業務であります。契約金額として1トン当たり4,200円。5%の税込み価格は4,483円、8%の税込み価格は4,611円という形で契約させていただいております。焼却灰・飛灰運搬業務も2年契約で、赤穂の創造協会から住友セメントまでの運搬業務としまして西播通運株式会社に委託をさせていただいております。契約につきましては、車両を保有されている業者が1者なのでこういう形でさせていただいております。それから、焼却灰・飛灰処理業務になりますが、ひょうご環境創造協会と2年契約の随契という形で、これは当初、灰をセメントリサイクルするという形で、前段階としてひょうご環境創造協会の方で前処理をしていただくという形になります。それから、焼却灰・飛灰のセメントリサイクルに係る委託料でございますが、これは住友大阪セメント赤穂工場で2年間の契約とさせていただきます。

○議長（西岡 正君） 管理者。

○管理者（庵途典章君） 私の方から。事前にですね、にしはりま環境事務組合参考資料というものをお渡ししておりませんか。その中に、全て、今説明している内容については、期間とトン当たりいくらで出していると。これも全て入札しておりますので。それで2年契約という形で、また2年後には同じように入札公告していくと。ただ、特殊なもの、飛灰等ですね、ジェットパック車というようなものが要りますので、そういうところについては見積もりを取って随意契約という形になりますけれども。後は全て、残渣とかそういうものについても、そういう形で公告して入札してやっておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（西岡 正君） 一つずついきますか。大畑議員。

○6番（大畑利明君） 今、管理者がおっしゃっていたように事前に資料は頂いておるんですけども、

ただ、私言いましたように契約方法が書いてございませんので、最終的に決定した業者のみ書いてございますので、この辺随契があれば、その理由もお聞きしたかったし。

○管理者（庵逄典章君） 今説明したとおりです。

○6番（大畑利明君） 最後、住友大阪セメント赤穂工場の説明が抜けております。

○管理者（庵逄典章君） 住友大阪セメント赤穂工場の方に、主灰また飛灰、全てセメントの材料として資源化してもらおうと、処分処理してもらおうということでお願いしております。これにつきましては、県の環境創造協会と一緒に運営されておまして、その処理単価につきましては、それぞれ、この組合だけではなく他の所の県下のものを処理しております。そこで単価を決められて、それに基づいて私どもは支払っているということであります。以上。

次いいですか。

○議長（西岡 正君） はい。管理者。

○管理者（庵逄典章君） 次、質問の負担金等の話です。これにつきましては、周辺整備事業に係る負担金ということです。これは、大畑議員は今入ったところで、過去の経過、職員でおられた時分にも大体のこの状況はご存じかと思うんですけども、この計画が出てから20年掛かってようやくこの施設が完成しました。その間につきましては、特に建設するにあたっての周辺の地域の皆さん方から、いろいろと、当然心配もありましたし、いわゆる反対運動もありました。それについて皆さんにご協力をいただいて同意をいただくために、いろいろと地域の皆さん方のご要望についても、やはり地域の環境を整えるということで、協力させていただくという配慮をさせていただきました。その内容につきましては、周辺もいくらという地域を決めないといけませんので、周辺6集落という範囲内においてそれぞれの事業をやっております。一番大きいのは、町道大畑線と言いまして、県道から、この施設に上がってくる道、それからずっと上郡町の万勝院に行く道があるんですけども、三原、西大畑というところの路線、この道路の改良工事が一番大きな事業です。後は地域の広場とか河川改修でありますとか。そういういろんな要望が出ました。そういう中で佐用町として、町としてやるべきことは町としてやりましょうということで、一番大きなのは道路の改良について。これについては、その当時、10年間の中で整備していきましょうということでご理解いただいて、この建設が始まったわけです。この大畑線につきましては、事業費として総額5億5千万円ぐらい現在掛かっております。これも用地の取得という問題も当然ありますので、それが取得できない、地元の協力が得られない所については出来ないという中で、まだ出来ていない所もあるんですけども、今年で10年という期限がありますので、周辺整備事業としての事業としては、これで完了させていただくということを地元話しさせていただきます。後は約3千万円ぐらい、地域の道路補修でありますとか、広場の整備であ

るとかというようなこともさせていただいておりますけれども、それぞれ財源的に、特に道路の問題は過疎債、それから合併特例債。佐用町はそういう指定を受けておりますので、そういうできるだけ町として有利な財源を活用して、それに係る交付税分は差し引いて最終的に自己財源分約3割について、この組合でそれぞれ負担していただくという協定を最初に結んでいるわけです。この度、最終的に今年挙がっているもので大体最終になると思うんですけれども、今まで負担していただいている額が、約1億9,300万円ぐらいだと思います。事業といたしましては、今言いましたように道路等を含めて。道路事業が約5億5千万円、それにプラス3千万円ぐらいの6億円ぐらいが周辺整備事業として、各集落にもありますし集落が連携した道路とか、そういうものがありますので、そういう事業を行っているということでありまして、佐用町が責任を持ってそれを執行させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（西岡 正君） この件についてよろしいですか。それではもう1点、雑入についてですね。答弁をお願いします。事務局。

○事務局長（梶生隆弘君） 売電のお尋ねであったと思います。7月とか8月、1月、2月の発電量で、多い月や少ない月があるというご指摘だったと思います。焼却炉が2炉ありますが、そのうち1炉の点検であったり、1炉の清掃であったりして、長期間炉を休める期間がございますので、その時については発電量が少ないと。2炉運転すれば発電量が多いわけですが、修繕であったり点検業務の時には発電量が少ない。また、ごみの搬入量が少なければ発電量も少ないということで変動月があるということがございます。それから、月別の売電単価が違うというようなご指摘もあったかと思うんですが、これはバイオマス発電が18.36円。非バイオマス単価が8.08円で、単価自体に変動は無いということでの収入と見ております。以上です。

○議長（西岡 正君） 大畑議員。

○6番（大畑利明君） その件で再質問すみません。分かりました。全く素人考えでなんですが、発電量自体は可燃ごみの搬入量に比例するのかなと私は思っていましたので、7月、8月はそんなに大きく可燃ごみの差が無いんですね。この資料2ページ、全員協議会の資料です。炉の運転によって違いがあるというのは理解できましたが、単純に可燃ごみの搬入とその辺との違いについて理解できなかったもんですから、お伺いしたということです。その大きな違い、7月と8月の量はあまり変わりませんね。大きく発電量に違いがあるというのは、今言われたように運転の稼働日数が7月よりも8月は少なかったというふうに解釈したらよろしいですか。

○事務局長（梶生隆弘君） そうです。

○議長（西岡 正君） 大畑議員。先ほど3点終わりましたが、まだありますか。

○6番（大畑利明君） 最後にいたします。ごみ処理の評価について、ひとつ伺いたいと思います。こ

の施設も再資源化を高めていくという、循環型を目指して建設された施設だと思うわけで、この25年、26年度でどのように再資源化率が推移しているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

もう1点は、最終処分場の関係で少しお伺いしたいのですが、処分場自体はそれぞれ構成自治体の責任の範囲でやるべき問題でございますが、これとて有限でございます。限りがありますので、できる限り最終処分量というのは減量化していかなければならないと思っております。そういう意味で、最終処分量の減量化が進んでいるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（西岡 正君） 管理者。

○管理者（庵途典章君） この施設を建設するにあたりまして、やはり当時環境問題、今も引き続いて関心も高いし、各地域で行政としても取組みとしてこの施設でただ燃やしてしまって処分すればいいというのではなくて、エネルギーの回収、また、資源化によってリサイクル、再生をしていくと。こういう循環型の社会を目指した施設、名前も循環型社会拠点施設という形で計画をして建設をしてきたところですが、ただ、その趣旨について、そういう施設の内容は出来上がっているわけですが、これを運営するにあたって、当然、市民、町民、事業者含めて皆そういうことで協力をし、この施設をうまく活用していただかないと、この施設を造った機能を果たせない、目的を果たせないということでもあります。それぞれの各市町におかれましても、そういう趣旨の基に、資源物を分別して、できるだけ焼却してしまう部分については減量させていくと。ただ、焼却をやむを得なくしていくことについては、今度はエネルギーとして回収をしていくということでありまして、それについては小さな施設ですけれども年間売電量を見ていただいても、1千数百万円の売電の収入も上がっていると。現実、これだけのエネルギー回収も行っている。それから、非常に沢山の項目に分けて18分別をして資源化をすると。これについても、これだけの量で資源物、有価物として売却もして、収入にもなっている。それだけの効果と言いますか、この施設の、実際の目的というものを、達成は出来ていなくても効果は上がっているというふうに、私としては理解をし、状況を見ていただきたいというふうに思うところです。

もう一つ、最終処分場については、大畑議員がお話のように、処分地については各市町がそれぞれ処分場の今後のあり方、この施設から出てくる残渣処分だけではなくて、それぞれの町にももっともっといろんな最終処分しなくてはいけないものがあると思うんですけれども。これは、ここの場でどうのこうの言われる問題ではないと思います。それは各市町で責任を持って、それぞれが対応されていると思うんですけれども。ただ、ここから出てくる最終処分場へ搬出しなければならない残渣と言われるもの。この量についてはできるだけ施設として量を少なくしていくと。それはまた、返って言えば、それぞれ構成市町で担当していただいている分別と収集。そこ

でしっかりと責任を果たしていただかないと。この施設に持って入ってしまうと、私の先ほどのあいさつで言いましたけれども、まだ問題点としては、可燃物の中に不燃物がかなり混じって入っている。だから、現在の施設で概ね計画どおり、特に大きな問題は無く運営はできていると申し上げましたけれども、一つの問題点は、計画と比べても、他の施設と比べても、この不燃残渣の量が出てくる率が多いという問題があるわけです。それはひとえに分別がきちんとできていなかったり、収集業者の皆さんがきちんと収集する段階でそういう不燃物を混入しないようにしていただくということができていないという問題があります。これは、当初一番最初にはかなりひどい状態があつて、職員も大変だったんですけれども、展開検査を導入する前に、ごみをプラットホームに降ろして全部検査をして、ひどいところについては指導していくということ。そういうことは職員も努力しておりますけれども、これについてはずっとやるわけにはいきませんので。こういう問題について、各構成市町の皆さん方、担当者を含めて、そういう問題があるという認識の基に、さらに各地域の町民、市民の方の意識をもっと向上していただくというようなことと、収集業者の皆さんへの指導、この辺を責任を持ってやっていただきたいというのが、組合としての今の現状でございます。

○議長（西岡 正君） 大畑議員。よろしいですか。

○6番（大畑利明君） はい、分かりました。私いろいろと申し上げているのですが、同時に自らの町でしっかりやらなければならない、返ってくるものでございますので、管理者の方も遠慮なくそれぞれ構成市町の問題があるところをご指摘いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（西岡 正君） 他にございますか。林議員。

○7番（林 克治君） 実質収支で2,700万円余り出ておりますけれども、これは27年度で精算されると思うんです。決算の段階では精算できていないですけれども。実際に決算した中で26年度分の各市町の分担金がこれだけになるという額が出ていると思うんです。それで、ここの組合議会は2回しか議会が無いんで、次の議会の時にそういう精算をしますという資料。市町の担当には行っているかもわからないが、議会の方だけ来ていないので、もしあるんだったら出してほしいと思います。

○議長（西岡 正君） 事務局長。

○事務局長（梶生隆弘君） 今日の決算認定をしていただいて、決算剰余金として2,700万円余りの剰余金が出ております。これにつきましては市町ごとの手数料収入とごみの搬入量や売電収入等の全てを再計算させていただいて、後日に資料提供させていただきますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（西岡 正君） 林議員。

○7番(林 克治君) 今まで、そういうものが無かったので。2月の段階では配られないし。今後、できた時点で配布してほしいなと思います。

続いて、いいですか。

○議長(西岡 正君) はい、ページ数をお願いします。

○7番(林 克治君) 参考資料30ページですが、小さなことなんですけれども、30ページの一番下に有価物選別業務、33万480円支出されておるんですけれども、その主な内容の中に、宍粟市指定資源ごみ袋の破袋・開梱作業と書いてありますが、これはどういうことなんですか。

○議長(西岡 正君) 事務局長。

○事務局長(梶生隆弘君) それぞれ資源ごみを処理するにあたって、破袋機、袋を破る機械が付いている所と付いていない所があります。ですから、宍粟市のところでは、ビンだとかプラ容器とか資源ごみを全て袋搬入されておられると思います。その中でビンと缶については破袋機が付いてございません。ビンについては処理しながら袋も破れていくというような形があるんですが、缶の所につきましては、破袋機という装置がうちの処理施設には付いてございません。結局、一番最初に、資源ごみについては裸搬入するということを依頼しておりましたが、宍粟市については、地域事情があって袋ではないとだめやということで、袋という別の搬入要領をされております。それで、破袋機の付いていない所については、手で破袋処理をするということで、経費が余分に付いてまいりますので。運営事業者からも別の費用の負担の依頼がありました。単価的には、時給600円で2時間で2名の方で51週勤務で、12万2千円プラス消費税が宍粟市は別の負担金として発生していることとなりますので、資源袋というようなものを、できるだけ早く何らかの形で止めていただくような努力をお願いしたいということでもあります。

○議長(西岡 正君) 林議員。

○7番(林 克治君) 分かりました。今年、廃棄物処理計画の見直しがあるので、その中で検討してもらうように、担当の方に言いたいと思います。

それと、もう1点。参考資料27ページの一番上なんです。額は小さいけれども、行政財産使用料、4万1,640円。自動販売機1台で1万410円という計算になっているけれども、この1万410円の根拠というんですか、何を基に額を算定されているのかと思うんです。電気代相当というのだったら、もうちょっと1台当たりの電気代が要ると思うんです。どういう根拠でされてるんですか。

○議長(西岡 正君) 事務局長。

○事務局長(梶生隆弘君) これについては、運営事業者から自動販売機として4台をこの施設に入れさせていただいております。電気代について、電気はこの施設で発電しておりますので、電気

代の徴収はしておりません。機械の設置料のみということで1万410円を、使用料の財務規則に載っておる1台当たり単価1万410円のみということで。電気代とかジュースの売上げ代金等については考慮してございません。

○議長（西岡 正君） 林議員。

○7番（林 克治君） これ、日立造船さんが自動販売機を置いてジュースとか売られて、その収益は日立造船さんのものになるでしょ。普通、自動販売機を設置させる場合には、売上げとか電気代を考慮して、額を個人の場合だったらされると思うんです。財務規則に基づいてどうのこうの言われておるんですが、ちょっとこの額が妥当かどうか判断しかねるんですけれども、いかがですか。

○議長（西岡 正君） 事務局長。

○事務局長（梶生隆弘君） 1台いくらということで、土地の面積、これを1台1万410円ということで、日立造船さんの方に土地の借用料と言いますか、そういうことで使っていただいています。

○議長（西岡 正君） 林議員。

○7番（林 克治君） 土地の使用として貸しているんですね。分かりました。

○議長（西岡 正君） 他にございますか。稲田議員。

○5番（稲田常実君） さっき売電の量のことであったんですけれども、可燃のごみの中に不燃が混ざっていて処理の能力が落ちるということだってんですけれども。一般家庭もそうなんですけれども、事業系の一般ごみなんかだと、なかなか分別ができていないものがあったりして、不純な物とか違反した物が入っている場合があるんですけれども、こちらの施設としての対応。各入札に対しては市町の権限で業者を選んでいると思うんですけれども、例えば、指名停止にしたって、3年ごと2年ごととかの長いスパンでの入札なので、指名停止の意味も無いんですけど、こちらの方から市町に対する注意とか、検査された時の注意とか徹底されているんですかね。

○議長（西岡 正君） 事務局長。

○事務局長（梶生隆弘君） 委託業者であったり登録業者については、本来であれば毎日したらいいと思いますが、職員数の関係上、月に1回展開検査というものをさせていただいております。その中で、ごみをいくらかプラットホームに降ろしていただいて、そういうごみ混在の状況の業者がないか確認はしておるところでございます。それで、そういった業者もいくらかはありますので、そういった業者につきましては、構成市町の担当課の方に写真を付けて、こういう業者を指導しておりますので市や町の方からも改めて指導してくださいということはさせていただいております。

○議長（西岡 正君） 稲田議員。

○5番（稲田常実君） なかなか議会の方にそういった情報が回って来にくい状況がございまして、もちろん収集もそうなんですけど、運搬を請け負っている業者の認識が殆どなので、施設として、もし可能であれば厳しく対応していただいて、全体、特に宍粟市の場合は搬入量が多いので、そういう部分もひよっとしたら多くなっているかもわからないので、厳しい対応をお願いしたいかなと思っておりますが、今までと同じような形で続けていかれるものか、もっと厳しくされるかというのが、ちょっと。

○議長（西岡 正君） 管理者。

○管理者（庵途典章君） 2年経ちました。当初から見るとそういう面からかなり改善されていると思うんですけども、やはりこうして結果として残渣の率がまだ高いというような状況で。それと、機械の方も今まででも事故がありました。のこぎりの歯が入っていて、焼却炉の中のコンベアに引っ掛かって動かなくなったとか、ストーカ炉のコンベアが壊れたとか、そういう事故も早くも発生しております。今担当局長も申しましたように、私の方はそういうことで展開検査もして、何回もそういう事の指導を受ける業者については処分しないといけないだろうということは指示しております。ただ、収集業者については、それぞれの市町が契約されて指定されておりますので、一方的にここの組合が全ての権限を持っているわけではないので。組合としてはさっきも言いましたように構成市町にそのことを連絡して、担当課長会の中でも常々そういう結果は報告させておりますので、それに基づいて、それぞれで指導を厳しくやっていただきたいということをお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西岡 正君） 他にありますか。井口議員。

○9番（井口まさのり君） 今管理者の方から言われたこと、関係市町だけではなく、事業所系のものは関係市町外の方からも入ってきているではないですか。そういうのはどう管理、仕組みというか、どうされて。

○議長（西岡 正君） 事務局長。

○事務局長（梶生隆弘君） それぞれ構成市町さんで許可を出されておる区域からしかごみは来ていないということになっておりますので、エリア外から来ることは私ども想定していないので、そういうことは無いと思います。

○議長（西岡 正君） 井口議員。

○9番（井口まさのり君） 質問します。29ページの処理困難物受託金について1点だけ聞かせてください。諸収入のところです。29ページの下の方、草刈請負業者が処理困難物受託金、これはたつの分と説明受けたと思うんですけど、これは安い高いとはっきりわからないので、このト

ン数でこの金額が合うのか合わないのかとか全く分からないので、その辺の積算基準と。それから、処理困難物とは何ですか。どういうものが草刈業者にあるんですか。

○議長（西岡 正君） 事務局長。

○事務局長（梶生隆弘君） この施設では、たつの市の揖保川流域や国道、県道からの雑草の処理。毎年草が生えてくる草の処理を、新宮地域を除くたつの市であればエコロの処理場へ、新宮地域であればこちらへ環境課や建設課から依頼があり、新宮地域から発生する多量の刈草がございます。それが約300トン近い数量になります。それをうちの施設では焼却することができないので外部処理をしております。その処理費については、一旦組合が処理業者へ支払し、その処理費分を持って来られた業者に負担いただいておりますのが受託金でございます。処理困難物の費用のところでは6百何十万円という数字が出ておりますが、これは刈草の処理をしていただいた金額が690万円。それから、受託金として、国道と県道と河川の分については業者から頂いておりますし、市発注分につきましては、690万円から460万円を引いた230万円分については、たつの市の分担金として処理をしています。

○議長（西岡 正君） 井口議員。

○9番（井口まさのり君） ここは焼却施設じゃないですか。焼却施設に燃えない処分ができない物を持って来て、仮に処分をする。それって大丈夫なものなんですか。

○議長（西岡 正君） 管理者。

○管理者（庵途典章君） これは困難物ということで、ここではできないということですが、これは一般廃棄物として出た物について、本来、例えば、たつの市さんから出れば、たつの市さんがどこかの処理場で直接処理していただいたらいいんですけども。一旦この施設に一般廃棄物として搬入をしないと、どこにでも出すということは今度は産廃となって違法になりますので、そういう手続き上、やむを得ず一旦ここを経由して。環境事務組合の方で一旦受け入れた物を、処理するための、佐用にありますライフオス（株）で木材とか刈草を処理する事業所で処理をしています。組合としてもそういう事はしたくないんですけども、構成市町の立場としてそれぞれ法的に順守した形にやるためにこういう手続きをやってくださいという話の中で受入をしているということ。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（西岡 正君） 他にありませんか。

○議長（西岡 正君） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ございますか。

○議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。

○議長（西岡 正君） これより、認定第1号について、採決を行います。

採決は、起立によって行います。

認定第1号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（西岡 正君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

閉会宣言

○議長（西岡 正君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

第28回にしはりま環境事務組合議会定例会を閉会します。

管理者あいさつ

○議長（西岡 正君） ここで、管理者からあいさつの申し出がありますので、お受けいたします。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） どうも皆さんお疲れ様でした。いろいろとご意見なりご質問をいただきましたけれども、提案させていただきました26年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、全員の皆さんのご賛同をいただきまして、認定いただきました。本当にありがとうございます。この施設、そういういろんな問題がまだまだありますけれども、地域の住民の皆さん、市民、町民の皆さんの環境を守る大切な施設であります。また、この時代、しっかりと環境にも配慮した運営をしていかないといけないということでありまして、引き続いて安定した運営ができますように努力をしてまいります。議員各位のご支援とご指導を賜りますようによろしくお願い申し上げます。もう8月も後10日ほどになりましたけれども、9月議会、各市町の日程も決まって準備されていることと思います。大変忙しいと思いますけれども、残暑もまだまだ続くと思いますけれども、元気にご活躍をされますようにご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつに代えます。どうもありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（西岡 正君） 閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日は、提出議案に対する慎重な審議、適切なる結論をいただき、誠にありがとうございました。本日の議会審議を受けて今後とも組合として正副管理者が一致協力し、円滑な施設運営ができますようご努力をお願いいたします。また、議員各位におかれましては、暑さ厳しい折りでございますので、健康には十分留意していただきまして、各構成市町の9月議会に向け、より一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。本日はお疲れ様でした。

午後3時55分閉会